

会 議 録

会議の名称	平成25年度第2回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成26年3月6日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 今井均委員・河津英彦委員・橋本洋子委員・石塚卓也委員・早川和男委員・河村良一委員・丹代了委員・大原喜美子委員・永井實委員・伊藤浩介委員・松本康夫委員・新 義友委員・小澤進委員・山路憲夫委員・中山文人委員・西山三郎委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長・田中健康福祉部次長・小林子ども家庭部長・野口子ども家庭部次長・空閑地域福祉推進課長・鈴木高齢介護課長・花田障害支援課長・原子健康課長・河村生活福祉課長・高柳子ども育成課長・野々村児童課長・森脇子育て支援課長・河野地域福祉推進課調整担当主査・新井地域福祉推進課課長補佐</p> <p>●欠席者：渡邊儀一郎委員・池田義典委員・藤岡孝志委員・小杉眞紗人委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 個別計画推進部会報告 (2) 個別計画進捗状況報告 ・東村山市次世代育成支援行動計画 (東村山子育てレインボープラン) ・障害者福祉計画、障害福祉計画【資料3】 (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に係る基礎調査の実施状況について (4) 地域みまもりネットワーク及び福祉避難所の指定状況について (5) 成年後見報酬助成について (6) その他 4 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部地域福祉推進課計画担当 担当者名 新井 泰徳 電話番号 042-393-5111 (内線3183) ファックス番号 042-395-2131				

3 議事

議事 1 個別計画推進部会報告

○関係所管課長

(資料1をもとに個別計画推進部会の要旨を報告。)

○会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員

(特になし)

議事 2 個別計画進捗状況報告

(1) 東村山市次世代育成支援行動計画(東村山子育てレインボープラン)

○子ども家庭部次長

(資料2をもとに計画の進捗状況を報告。)

(2) 障害者福祉計画、障害福祉計画

○障害支援課長

(資料3をもとに計画の進捗状況を報告。)

○会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員A

レインボープランについて、資料2 P.4の評価について、どのような理由から「十分な取り組みができた」と評価したのですか。

○子ども家庭部次長

事業の内容全体を見た中で評価しております。子育ての関連情報をどのように市から発信していくのかについて、市の職員だけでなく、受け取る側の意見として、市民の方や子育て情報に関連する方を委員に招き「子育て情報促進検討会」をつくり、生の声を聴く中で一定の課題等をまとめた報告書を作成していただきました。これらの取り組みを踏まえて「十分な取り組み」と評価いたしました。

○委員B

障害者福祉計画について、資料3 P.1でパソコンを購入とありますが、特別なソフトが導入されたパソコンなのでしょうか。

○障害支援課長

中央公民館で、音声読み上げソフトが導入されたパソコンを活用して、視覚障害をお持ちの方に対し、パソコン操作を教えるサークル活動がございます。市では補

助金を活用して購入したパソコンを当該サークルへ貸与しております。

○委員C

個別計画は個別計画専門部会で検討しておりますので、保健福祉協議会でどこまでの意見を伝えてよいのかが難しいところですが、意見として述べさせていただきます。

レインボープラン報告書（資料2 P.2）に地域組織化事業という記載がございます。これは、かつて私が東京都にいた際に原案作成に関わっていましたが、各自治体において、ほとんど実施されていない状況と聞いています。地域組織化という事は、児童だけでなく、障害や高齢などすべてに関わってくるものとして意見を言わせていただきます。地域組織化はころころの森とかぶっているなど、様々なことがあるのですが、地域福祉という観点からも大事にしなければならないところだと感じています。先駆型の子ども家庭支援センターについては、虐待だけが問題だけでないので、幅広く子育て支援をするためにマネジメント事業を入れてあります。軽易なものは児童相談所ではなく地域で、という前提がありますので、特化しないで全体をカバーする中でというのが良いのではないかとというのが一つの意見です。

もう一つは障害分野の自立支援協議会が3層の構造になっていることです。この件は議論されつくしていると思いますが、一般的に3層というのは非常にやりづらさがあります。末端の組織はケース検討ですから無駄な時間と思わず皆さん参加されるのですが、上の2つをどうするかなのです。高齢者の包括支援センターは2層になっていたかと思います。全体にきめ細やかになるにつれ、会議の回数が増え、会議時間を取られるという事で参加者が負担感をもってしまうことが懸念されます。本来は本業に一番力を入れるべきであって、会議等はなるべく効率的に回数、時間、組織はシンプルであった方が良いのではないかなと気がしまして、意見を言わせていただきました。

議事3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に係る基礎調査の実施状況について

○高齢介護課長

（資料4をもとに個別計画推進部会の要旨を報告。）

○会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員

（特になし）

議事4 地域みまもりネットワーク及び福祉避難所の指定状況について

○地域福祉推進課課長補佐

（資料5をもとに個別計画推進部会の要旨を報告。）

○会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員D

福祉避難所について、市内にある施設だけではなく、近隣市との協定などは検討の余地があるのでしょうか。

○地域福祉推進課課長補佐

避難所につきましては、近隣市と協定を締結し相互避難が可能となっております。福祉避難所につきましては、現在近隣市との相互利用の協定は締結しておりません。受け入れ態勢の問題もあるため、福祉避難所活用についての検討を進める中で研究させていただきます。

○委員E

要援護者名簿の活用状況についてご説明いただきありがとうございました。活用状況について補足させていただきます。平成26年2月末現在で要援護者名簿の活用件数が221件で、そのうち救急搬送が211件でございます。内訳としましては、救急隊のみで対応したものが143件、救助活動が伴ったものが18件、ポンプ隊の人的支援が必要となったものが60件となります。通報と救急搬送の差異としましては、通報されたご本人から搬送不要と拒否された等のほか、社会死が2件ございます。警察官立会いのもと社会死の判断を致しました。引き続き市から提供いただいた情報につきましては活用させていただきたいと考えております。

○委員C

福祉避難所についてですが、搬送の判断はどなたがするのでしょうか。また、集団生活になじまない方等の判断基準について明確に定めるべきではないでしょうか。また福祉避難所について、その情報は公開されているのでしょうか。その場合、福祉避難所に直接行かれた場合、引き受けていただけるのでしょうか。

○地域福祉推進課課長補佐

福祉避難所搬送の判断については、各避難所に配置された東村山市の職員が、災害の規模や支援が必要な方の人数を総合的に勘案しながら行う予定となっております。

また、福祉避難所の指定状況については公表しております。直接、福祉避難所に避難できるかのご質問についてですが、原則としましては、福祉避難所は当市からの要請により設置されることとなりますので、災害直後には開設されていないことが想定されます。ですが、実際に災害時に避難された方がいらっしゃった場合につきましては、各施設の判断によるものと考えております。

○委員C

災害時に一ヶ所に集まっても受け入れが困難となることも想定されますし、一般の避難所の運営の仕方によっても落ち着けるか否かという事があると思います。どのような順番・基準で受け入れを行うのか、そもそも受け入れのキャパシティがどの程度あるのか等の細部を詰めておかないと混乱すると思われれます。それらは、今後詰めていけば良いと思いますが、念のためお伺いした次第です。

○地域福祉推進課課長補佐

ありがとうございました。今後の検討時に参考にさせていただきます。

○会長

医師会の方でも、防災安全課と話し合いを行っております。災害時において医療ケアが十分ではない福祉避難所については医師会の医療チームが循環するという話しも出てきております。今後、その件について詰めていきたいと考えております。

議事 5 成年後見報酬助成について

○地域福祉推進課担当

(資料 6 をもとに成年後見報酬助成の要旨を説明)

○会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

○会長

当該制度について、所得審査は毎年度おこなうのでしょうか。

○地域福祉推進課担当

その通りでございます。

○委員 D

生活保護受給者については対象となるのでしょうか。

○地域福祉推進課担当

対象となります。

議事 6 その他

・子ども・子育て会議について

○子ども家庭部次長

(資料 7, 8 をもとに子ども・子育て会議の進捗状況を報告。)

○委員 F

子ども・子育て会議というのは、最終的には条例に結実するような、乳幼児から小学校までに係るいくつかの事業を予算的な裏付けを伴って行うものと理解しております。これまで、児童育成計画推進部会で扱ってきたものもそちらに移行することになると思うのですが、子ども・子育て会議については、条例が作成されたら終了するのでしょうか。継続する場合は児童育成計画推進部会との関係はどうなるのでしょうか。

○子ども家庭部次長

保健福祉協議会の下部組織である児童育成計画推進部会では、いわゆる次世代法に基づいたレインボープランを策定しております。レインボープランは平成 26 年度までを計画期間としており、次世代法も平成 26 年度までの時限立法となっております。先ほど説明させていただいた計画は、新しい法律のもとで平成 27 年度から始まる 5 年スパンの計画を立てるものです。平成 25 年度、26 年度においては両方の会議体が並行して実施され、扱っている中身でかぶっているものはありますが、それぞれ役割が異なるものとなっております。このことについては、今後整理していかなければならないものであり、明確にこちらはこの計画というものは決まっていない状況でございます。平成 26 年度中には目途を立てなくてはならないと考えております。

○委員 G

本制度について、市町村には財源がどれくらいまわってくるのでしょうか。それが分かることで、どの程度の事業規模で実施できるのかイメージできると思うのですが。

○子ども家庭部次長

我々もそこは一番気にしている所ですが、未定でございます。国では消費税率の増により財源を賄うとしていますが、それだけでは足りないとも言われており、今後詳細が示されていくものと考えております。

・臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について

○地域福祉推進課課長補佐

(資料をもとに給付金の要旨を報告。)

○会長

質問ございますか。特に無ければ、これで第 2 回保健福祉協議会を終了いたします。